

排水基準（その3の2）【有害物質その2 ほう素及びその化合物】（一律排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表）

（ほう素の量に関して 単位：mg/L）

区分	業 種 等 (適用規模：排水のあるすべての特定事業場)		排水基準	
			排出先水域	
			海域以外	海域
一般基準	暫定基準が適用されない全業種		10	230
暫定基準	電気めっき業		30	—
	ほうろう鉄器製造業		30	—
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法上の特定事業場）から排出される水を受け入れており、かつ一定の条件*に該当するものに限る。）		40	—
	金属鋳業		100	—
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	（1Lにつきほう素500mg以下の温泉を利用するものに限る。）	300	300
		（1Lにつきほう素500mgを超える温泉を利用するものに限る。）	500	500

- (注) 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
3 電気めっき業、ほうろう鉄器製造業及び金属鋳業の暫定基準は令和10年9月30日まで適用される。また、下水道業及び旅館業の暫定基準は当分の間、適用される。

* 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において

C_i ：当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの、排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、mg/L）

Q_i ：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位：m³/日）

Q ：当該下水道から排出される排出水の通常量（単位：m³/日）